

人格とアイデンティティ

——チャールズ・テイラーの人格論とその応用可能性——

濱井潤也*

Person and Identity:

Charles Taylor's Person Theory and its application possibility

Junya HAMAI*

The purpose of this research is to clarify the structure of Charles Taylor's communitarianism as a clue for better achievement of ideal in "multiculturalism" that means to live together with people who have different cultures. Because he is popular as not only one of the researcher of Hegel's social philosophy, but politician or activist who have tried to resolve various social problems, for example, conflict between immigrants and inhabitants in Quebec of Canada, or problem for acceptance of democracy in Thailand. So he can apply theory of Hegel's social philosophy to practical and international ethnic problems. Taylor's interpretation of Identity brings tolerance for people live in different cultures, and his original structure of person gives great influence to the Identity, therefore I want to focus on relationship between Person and Identity in this research. So at first, I will clarify the source of moral in Taylor's thought, which makes person, that is, to think "what am I", or "what gives meaning to our lives". And secondly, I will show that worth of the answer for those questions couldn't be changed by explanation of "utility". Then I can describe why Taylor's thought can protect worth of various cultures tolerantly over narrow utilitarianism.

1. はじめに

2016 年 6 月に行われた国民投票によって、イギリスが EU からの離脱を選択したというニュースは、世界中に衝撃を与えた。離脱派のリーダーでもあったジョンソン元ロンドン市長は、EU 加入の弊害として、国民の税負担や失業のリスク増加、治安の悪化、そしてイギリス古来の文化の喪失等を挙げているが、これらの諸問題の背景にあるものは予想に難くない。すなわち大部分は移民・難民問題に起因している事柄である。2015 年夏頃から大々的に報道され、世界の耳目を集めるようになったシリア難民の受け入れ問題によって、それまで EU が綻びを何とか取り繕いながら持ちこたえてきた「多文化主義（マルチカルチュラリズム）」はついに押し流されてしまったかのように見える。^① EU にせよ「多文化主義」にせよ、これらは我々日本人にとっては近代以降西洋先進諸国が連続と紡いできた啓蒙主義的哲学思想の英知の結晶であり、自由、人権、平等、反差別等我々が学ぶべき概念の塊であった。し

かしこの難民問題の圧倒的な現実を前に混乱を深めるヨーロッパ社会の様子は、我々に今まで以上に慎重に学ぶよう忠告していると捉えるべきであろう。近代ヨーロッパの啓蒙をどのように理解し、そしてどのように実践するか（あるいはしないか）という課題は、移民・難民問題が他人ごとではない日本の喫緊の課題だと考えられる。

現在進行形で津波のように押し寄せているかのようにイメージされるシリア難民の受け入れ問題に対して、直ちに有効性がある提言ができるわけではないが、異文化の人々を共存するという「多文化主義」の理想をより善い形で実践しうるヒントとして、本論ではチャールズ・テイラーのコミュニタリアニズムの構造について論じたい。ヘーゲル研究者として知られるカナダの哲学者であるテイラーは、単に思想家としてだけではなく、積極的に政治に関わり実践的な活躍をしてきたことでも知られている。その彼が最も力を入れて取り組んできたのが、故郷カナダのケベック州が抱える移民問題であった。詳細は後述するが、まさに移民問題によって EU か

らの離脱を望んだイギリスと全く同じ構造がケベック州とカナダ連邦政府との間で見られていた 2008 年、テイラーはケベック州のカナダ連邦政府からの分離独立に反対する報告書（通称：ブシャー・テイラーレポート）を執筆している。^② その中で「マルチカルチュラリズム」に代わる「インターカルチュラリズム」という独自の方針を打ち出したテイラーの記述には、英国の EU 離脱の是非はともかく、今後世界中のどこであろうと避けることのできない、異文化の人々との共存のあり方を考える際に、従来型の「多文化主義」のどこに修正を加える必要があったのかについての重要な示唆が含まれているのである。

しかしテイラーの思想は「移民・難民問題をどのように解決するか」という実践的な部分だけに焦点を当てていても読み解けないと思われる。というのも、彼は経済的な合理性や有用性によってこうした実践的問題にアプローチするのではなく、「私はどのような生き方を善いと考えているか、そしてそれはなぜか」という善の根源にまで遡って思想を練り上げるからである。そしてこの問いはテイラーのコミュニタリアニズムにおいては「私とは何か」、すなわち私のアイデンティティとはほぼ同義である。したがってテイラーの哲学は全てこの「私とは何か」という問いからスタートし、そして還っていく弁証法的な構造を持つとも考えられる。ゆえに本論においては、まずは彼のコミュニタリアニズムの構造を、「私」すなわちそれぞれの「私」足りうる主体としての人間の「人格」に焦点を合わせて再構築することで、テイラーの思想の根源にある「人格」概念を明らかにしたいと考えている。その際には、彼が基盤としているヘーゲルの「人格」概念との比較を通じてその共通性と独自性を明らかにしたい。そしてその上で、「人格」をどのように捉えているかという観点から、改めて異文化の人々との共存という実践的問題への応用可能性を検討したい。^③

2. ヘーゲル『法の哲学』における「人格」の変遷

テイラーが思想のバックボーンとするヘーゲル哲学において、現実に我々が生活している社会の中での「人格」を描いた著作と言えば、晩年の『法の哲学』^④ということになる。ヘーゲルの哲学は実体的な「精神」の自己展開の過程として知られているが、この展開の最もミクロな現場はまさに個人の「人格」である。それゆえ『法の哲学』においては最も単純で「抽象的」な状態の「人格」が「精神」の持つ「個別性」「特殊性」「普遍性」の三つの側面を弁証法のプロセスに即して渡り歩き、徐々に真の「具体的」な姿へと近づいていくことになる。

『法の哲学』の第一部「抽象法」では、先に述べた「精神」の三区分における最初の段階「個別性」の側面が語られている。ここでは「精神」は自己内に一切の規定を持たずにただ存在しているだけであるが、自分に対する他者との区別だけは有しており、その意味で、この「精神」は「個別的な意志」、すなわち「人格」となるのである。^⑤ ここでの「人格」はた

だ単に自己と他者を区別しようという規定ゆえに、内面の思想の違いや身体的な相違、社会的役割の差異は一切度外視されており、まさに人間の実際に生きている姿ではなく「抽象化」された姿である。しかしそれゆえにこの「人格」は差異がないため平等に取り扱われることになる。万人が差別されることなく平等に享受しうる取扱い、つまり「権利」の主体になれるという能力こそが、この「抽象法」の段階における「人格」の持つ性質、すなわち「人格性」なのである。^⑥ この「全員が持つが、単なる可能性に留まる」という抽象的な権利の性質から、「所有権」とそれに基づく「契約」、それらの侵害としての「不法」が導かれるが、この「不法」に対してどのような刑罰を望むかという観点において、単に個別的で抽象的な「人格」は普遍性と対峙することになる。これは「不法」に対して己の怒りや恨みの感情のままに相手に残酷な刑罰を求めるか、「不法」を「精神」の自己展開に必要な契機と捉えて普遍的な立場から必要な刑罰のみを求めるかというおなじみの問いである。それゆえに自他の区別しかなかった「人格」の内面に新たな区別、すなわち矛盾が見出されることになる。こうして「人格」は自己内の矛盾に対して、どちらが正しいのか、どちらが善いのかを内面で考える「主観性」へと展開し、「具体性」の獲得への第一歩を踏み出すのである。

「主観性」としての「人格」が活躍するのは『法の哲学』の第二部「道徳性」においてである。そこで「人格」は外界の物体との関わり（すなわち所有等）を通じて、むしろ物体には左右されない自己の内面における自由を見出すことになる。すでにこの「主観性」としての「人格」の内面には、かつての一枚岩ではなく様々な特殊な内容、すなわち個人的な考え方、欲望や趣味嗜好、偏った知識等の豊富な契機が存在している。これらの諸契機を前に「主観性」は、内面の特殊な欲求と普遍的な要請との間で考えあぐね、時にはカントのように欲求を傾向性として退け、時には両者の一致点を見出して自己にとっての正しさや善を定立するのである。このプロセスにおいて「主観性」は自身の行為における内面の「企図（*der Vorsatz*）」を「精神」の三区分に従って分析し、その内の自身の「意図（*die Absicht*）」を、外的な結果と比較することによって「責任」を学ぶ。また漠然とした自身の内面の中に、単に自己の欲望を充足したいという「特殊性」に対して、他者の幸福や社会への貢献を目指す「福祉」としての「普遍性」が混在していることを見出す。しかし、あくまでこの「普遍性」は「主観性」にとつての「普遍性」、すなわち「良心」に過ぎず、「主観性」は自己の内面からまだ一歩も外に出てはいない。したがって今度は、自身の定立する「普遍性」、すなわち正しさや善に対する見解が本当に現実において通用しうるものなのかを検討されなければならない。こうして「主観性」としての「人格」は、抽象化された世界から、まさに具体的で現実的な人間社会、すなわち「人倫」へと歩みだすのである。

『法の哲学』第三部「人倫」の第一章は「家族」であるが、ここにおいては「人格」は差し当たり問題にならない。とい

うのも「人格」は「家族」という全体の内に解消され、専ら「人倫」を構成する「個別性」の契機としての個々の「家族」をベースに話が進むからである。この「家族」においては「人格」は確かに「即自的」にしか存在していないが、この「家族」章においては、後の「国家」に至るまでのあらゆる契機が種子として内包され、水面下で育まれている状態だと考えられる。それゆえ「人格」はまだ独立性を持っておらず、それが垣間見えるのはせいぜい「家族」が解散する際（離婚等）の資産の分配の場面くらいである。しかし「人格」は「婚姻」によって「家族」を形成すると同時に新たな「人格」としての子を産み教育することで、本当の意味での「個人」として社会へ送り出す役割を担うのである。こうして一「個人」として社会へ出た「人格」は、第二章「市民社会」で初めて「具体的な人格」となる。⁷⁾ というのも、現実の人間はどのような存在として生きているか、という問いに対する、ヘーゲルのさしあたっての回答が、ここ「市民社会」、すなわち経済市場において自己の欲望を満たすことを目的として活動する存在だからである。したがって「人格」は「欲望の主体」として「欲求の体系」の中で自由に自己利益を追求するが、その過程で自己の利益追求のための活動が他者の利益を充足させる活動であり、逆もまた然りということを学ぶ。しかし個々の「人格」の自由な競争は、次第に過酷な貧富の格差と「人格」間の孤立（アトミズム的分解）という側面をもたらす。それゆえに「人格」は最終的に、個々バラバラの存在ではなく全体との統一の下にあることを自覚しなければならず、そのために「市民社会」は「国家」へと止揚されるのである。そして「市民社会」において問題となっていたのが現実的な貧富の格差であったのに対して、ヘーゲルは「国家」における全体との統一の意識を「愛国心（die Patriotismus）」という心情、心構えに求める。⁸⁾ まだ「世界史」が残っているが、とりあえずはヘーゲルの「人格」論の終着は、「欲望の主体」として自己利益を追求する一方で、「国家」という普遍的な全体との統一の自覚を自己内で両立（止揚）する存在こそが、最も「具体的」に展開された「人格」であるという点に落ち着くのである（図1参照）。

このようにヘーゲルの「人格」解釈は、最も抽象的な権利主体としての「人格」から、市民社会や国家において現実生きる人間としての具体的な「人格」への変遷のプロセスとして現される。それはすなわち、「個別性」「特殊性」「普遍性」として弁証法のプロセスを進む彼の「精神」の展開過程をミクロの視点で見たものが「人格」の変遷のプロセスだからである。それゆえにテイラーがヘーゲルの「精神」についてど

のように解釈しているのかということは、テイラーの「人格」解釈にも大きな影響を及ぼすのである。

3. テイラーのヘーゲル「精神」概念解釈

チャールズ・テイラーのヘーゲル社会哲学解釈の中心には、ヘーゲルのフランス革命解釈とそこから導かれる、共同体の根底に染み渡る「精神」の概念が大きな部分を占めている。この弁証法の構造において、フランス革命は人類の精神史における極めて大きな分裂であった。この分裂において、人々は一つの極があらゆるものを破壊するのを見た。すなわち啓蒙思想の台頭である。ヘーゲルが『精神現象学』で詳細に論じたように、合理的、分析的に物事を見る理性的な「透見（die Einsicht）」を武器に、啓蒙は「信仰」を単なる無意味な迷信として攻撃し、「有用性」という新たな独自の価値基準を提唱する。⁹⁾ そしてそれによって啓蒙はフランスという国家がそれまで培ってきた文化的精神に基づくありとあらゆる諸区別はおろか、意にそぐわない人間までも「有用ではないもの」として破壊してしまう。こうしてあらゆる実体性とそれに基づく諸区別を失った啓蒙の意識が到達したのは、世界と自己との区別も失われているがゆえに、何者にも遮られることのない「絶対的自由（die absolute Freiheit）」である。¹⁰⁾ この自由を手にした精神の自己意識にとっては、自らの意志は同時に全ての人の意志、すなわち「一般的意志」である。¹¹⁾ そこでは諸個人を区別するあらゆる階級や身分、組織は徹底的に否定、破壊されるため、啓蒙の産み出したこうした自由概念から、平等や差別の撤廃等の近代の英知が登場してくるという肯定的側面も存在する。しかし区別なしには集団はいかなる積極的な行動もなしえない。それゆえにこの集団は統治を行う一者（ロベスピエール）を頂点に据えるが、その時点で区別が生じ、殆どの人々の意志は統治の意志から外れ、「一般的意志」は名前だけのものになってしまう。そのため、政府は「派閥」としてしか現れることができない。¹²⁾ さらにこのことから生じる意志の齟齬を、統治者は巧く区別を設けて制度的、組織的すなわち政治的な解決を図ることもできない。というのも、既に見たように、統治者が標榜する「絶対的自由」はあらゆる区別を否定するため、残されているのは純粋に否定的な行為、すなわち反対者を死の恐怖で押さえつける「恐怖政治」だけである。かくしてフランス革命は単なる派閥相互の血で血を洗う権力闘争に陥り、ナポレオンの登場で終わる。

テイラーは、こうしたヘーゲルの啓蒙批判から、ヘーゲルが啓蒙から採り入れたものは多いとする一方、基本的には「反

部	章	人格の規定	人格性	精神の三側面		自己展開の進捗
抽象法		自他の区別	権利主体	個別性		抽象的 ↑↓ 具体的
道徳		内的矛盾	主観性	特殊性		
人倫	家族	無垢な統一	家族の一員	個別性	普遍性	
	市民社会	他者との競争	欲望の主体	特殊性		
	国家	自覚的統一	愛国心	普遍性		

図1 『法の哲学』における人格の位置づけの変遷

啓蒙」の陣営に位置づけている。

というのも、彼にとっては、ヘーゲルがフランス革命の失敗から見出した、当時のヨーロッパ社会の精神が対峙していた弁証法的に総合しなければならない最大の対立は、啓蒙主義に対する反発の中にこそあったからである。この対立の一方の極は、シラーやヘルダーリン等、特にヘルダーのロマン主義に由来する「表現主義 (Expressivism)」的な人間観である。⁽¹³⁾ 啓蒙主義においては、人間は科学的分析の対象であり、理性と感情、魂と身体等様々なものに二分された結果、バラバラに社会を漂う利己的な主体となっている。それに対してこの「表現主義」における人間観は「人間の生命はむしろ、どの部分もしくは側面も他の全てとの関係においてのみ固有の意味を見出す芸術作品に似た統一を持つもの」⁽¹⁴⁾ と、自己を超えたものとの「統一」を重視している。したがって「表現主義」とっては、啓蒙主義のように国家や共同体、自然が個人にとっての道具ではなく、自然や共同体と人間を切り離すことに反対する。それに対する他方の極であるもう一つの反啓蒙の流れとして、テイラーは意外にもカントの道徳的な自由概念を挙げている。⁽¹⁵⁾ というのも、一見個の自由を強力に推進する点では啓蒙主義と同じ立場にあるカントだが、テイラーはフランス革命を推進し、暴走した啓蒙思想と、カントの啓蒙との間に明確な違いを見出しているからである。第二批判等に示されている通り、カントの自由概念は、利益や快樂等の動機付けや、さらには自然の因果法則からも自由であり、最終的には自己保身のために権力闘争に明け暮れたフランス革命の啓蒙思想における「絶対的自由」とは異なる「徹底的自由 (radical freedom)」であるとテイラーは考えている。⁽¹⁶⁾ テイラーは、ヘーゲル哲学の最大の課題を、この二つの反啓蒙の流れ、すなわちロマン主義由来の「表現主義」とカント由来の「徹底的自由」との総合と見ている。ヘーゲルは啓蒙によって破壊された共同体の絆を取り戻し、啓蒙が残した遺産である個人の自由、平等、権利等の肯定的概念と両立させることを目指したのである。しかしこの一見外界への従属を是とする「表現主義」と、自然の因果法則さえも超越する「徹底的自由」は相反するものであり、その総合は困難を極める。「表現主義」だけを強めれば全体主義になり、個人の「徹底的自由」だけを主張しても社会を原子論的に破壊するフランス革命の啓蒙と大差はない。それを成し遂げようとヘーゲルが用意したのが、彼の哲学の基盤を支える「精神」概念である。したがってヘーゲルにとっては自然も、その根底に精神性を持ち、目標に向かって展開する契機の一つである。⁽¹⁷⁾ すなわち自然も人間も、精神が自己を表現したものであるが、しかし人間が単に他の契機と並列な、無限の宇宙を構成する極微量の部品でしかないとすれば、自然の大きな力に翻弄され続ける不自由を言い換えただけである。それゆえ以下のような、「精神」にとっての人間のポジションを用意する必要があった。

「人間の意識は自然の秩序を反映するだけでなく、それを完結もしくは完成するという考えになるべきである。こうした見解によれば、自然の中に展開する宇宙的精神は、意識的な

自己知識においてそれ自身を完結しようと努力しているのであり、この自己意識の場所が人間の心である。(中略) 彼らは自分自身を宇宙の個々の断片としてだけでなく、むしろ宇宙的精神の媒介物として見るのである。」⁽¹⁸⁾

したがってヘーゲルの「精神」は人間を超越した神ではなく、人間の存在なくしては成立しえない、「人々を通してのみ生きる精神」である。

テイラーによればこうした「表現主義」と「徹底的自由」との総合を、ヘーゲルは啓蒙から受け継いだ理性的な思考によって成し遂げようとすることで、ロマン主義とも違う道へ進む。この総合が芸術等の理性でははっきり表現できない直観的なものによってのみ実現可能なら、「徹底的自由」は名ばかりのものとなり、自然への従属が再び現れることになる。⁽¹⁹⁾ したがってヘーゲルは、彼の意味において理性的、すなわち現実的な仕方では総合を成し遂げるため、「人倫」の構想へと進むのである。そのためには、理性を単なる科学的分析に終始する「悟性」から、その区別や分裂を維持したまま統一の元へと組み込む、一段高い思惟様式へと昇格させる必要があった。直観に投げ出さず理性によって総合を成し遂げるためには、「同一と非同一の同一」、すなわち矛盾や対立を全て排除せずに「現実的に」解決 (止揚) する必要があったのである。したがってヘーゲルは自由 (自律) を擁護しながらも他律を排除しない。全ての他律を排除するような「徹底的自由」は、自らの具体的な行動内容を規定するような根拠を一切持たないからである。それゆえに自由になるべき意志は、単に個人の意志ではなく、同時に自ら展開し現実の内に自己自身を表現する「精神」の意志でもあるということによって、自律と他律は一致するのである。⁽²⁰⁾ こうして人は展開された「精神」として規範の具体的な内容や、一定の社会構造、文化を手に入れ、『法の哲学』において見られるような有機的に分節化された国家へと辿り着くことが可能になる。⁽²¹⁾ 人間は国家においてこそ自由になれるのであり、その自由は自発的な活動を通して所属する国家社会、文化の精神を表現することなのである。

4. テイラーの「人格」

ヘーゲルの「人格」概念が「精神」概念と表裏一体であるように、テイラーにとっての「人格」も、自己内でのみで完結するものではなく、自己を超えたものとの連関を常に必要とする。そしてヘーゲルが「精神」の自己展開の過程を同時に「人格」の「具体化」の過程としても捉えていたのと同様に、テイラーの「人格」は「私とは何か」というアイデンティティを問い続けることによって自己を超えたものとの連関を明確化し、自己をより「具体的なもの」として把握するよう努めるのである。

テイラーによれば、個人主義と義務論を中心とする近代の道德哲学は「人格」を「抽象化」する方向へと向かわせることになる。というのも彼にとって「人格」はその「道德」と不可分な存在だからである。そしてこの「道德」は「何をな

すべきか（なすべきでないか）」という行為についての善悪の判断だけではなく、その背景にあって判断に正当性を与えるものも含む非常に広義の意味での「道徳」である。テイラーはこの個々の道徳的判断を背景から支えるものをさしあたり「何が自分の人生を意味あるものにするのか」という問いの形式で記述している。したがってテイラーの「人格」は、その道徳的判断に正当性を与え、そしてその人生を意味あるものとするような根源的な「何か」を除外して説明することはできない。ゆえに「人格」とはどのようなものなのか、より「具体的」に知りたければ、この「何か」をより明確に説明する必要があるのである。²²⁾

この「何か」によって我々は道徳的判断を下すことが可能な「人格」たりうるが、テイラーはこの「何か」によって下される道徳的判断はあくまで「聖邪」「善悪」「高次、低次」といった「強い評価（strong evaluation）」を必然的に含むものであり、それらは決して人間の生物的本能や経済的合理性といった観点へと完全に還元されることはないと強調する。²³⁾ しかし近代の道徳哲学およびそれを取り巻く社会状況は、常に人間がこれまで下してきた「強い評価」による判断を「科学的」、「合理的」に解明しようとしてきたと言えるが、テイラーはそれらの試みは常に「人格」の「抽象化」であって人間存在の本質を捉え損なう恐れがあると一貫して批判的な立場を取っている。

例えば、現代の我々は基本的な道徳的考えとして、他者の（生命を含む）安全を尊重すべきだと考えているが、テイラーはこの考え方を分析し、本質的でないものを除外していくことによって「なぜそう考えるのか？」の最奥にあるものを明らかにしようと試みる。まずしつけや教育の結果、本心ではないが「そう考えることになっている」という部分を取り除いた後に残るもの、すなわち我々が安全を脅かされている他者に対して感じる純粋な感覚、「道徳的直観」は、一見我々の本能に組み込まれた不可避の反応のように思われる。しかしその反応が引き起こされる境界は文化ごとに異なり極めて曖昧である。この点にテイラーは、この「道徳的直観」と、味覚のような単なる本能的な反応との違いを見る。すなわち味覚については、あるものを「まずい」と感じることに對して、本来それは「まずい」と感じるべきではないというような議論は、健康と結び付けた「有用性」の観点から可能なのである（それでも食べられればいいだけで、「美味しく」感じる必要はないが）。それゆえに「道徳的直観」も、単に我々にとって「有用」だから我々はそのように反応するのだ、というように「強い評価」を幻想として還元するいわば「社会生物学的」な説明が台頭することになる。しかし「人間は尊重されるべきだ」という「道徳的直観」は、直ちに「人間の何が尊重されるべきなのか」という疑問を呈し、人間はそれに対して「肌の色」やら「国籍」やら「有用性」やら「理性の有無」とあれこれ答えを提示してきた。しかし歴史がそのような考え方を差別的であるとして退けたことで、我々は道徳的な尊重の対象が特定の人間集団の持つ特殊な性質とは無関係であることを学んだ。すなわち味覚のように反応と栄養

成分が一对一で対応しているのではなく、道徳的直観においては、我々に反応を起こさせる対象のあり方と、その反応を起こすか起さないかの「判定基準」が独立しているのであり、それゆえに「道徳的直観」においては反応を起こす「べき」か否かという道徳的な問いが不可避であり²⁴⁾、それは対象としての人間の物質的な性質によっては解消されないのである。²⁵⁾

「道徳的直観」の根源にある「何か」は道徳的な性質を持つことが不可避であることを確認し、テイラーは次に「人間はなぜ尊重されるべきなのか」という問いの哲学史的な分析から、この道徳的な「何か」の輪郭を少しずつ明らかにしていく。先述の人間の生命の「尊重」という概念は、近代においては普遍性とセットになっている。というのもこの概念は17世紀以降の「権利」概念と共に発展してきたのであり、それゆえに「万人が」という普遍性と結び付けられている。加えてテイラーはこの「権利」にはそれを行使する（行使しないことも可能）という主体性が必要となることから、「道徳的自律」も深く関連する概念としている。そしてこうした「権利」概念の浸透を通じて、名誉に基づく一部の特権階級ではなく、すべての人々の福利が課題となることで、「最大多数の最大幸福」を目指す「功利主義」もその影響力を増大させていく。これらの動きが相互連関的に生み出した近代の一つの特色が、普通の人の生活を肯定する「日常生活の肯定」である。このことからテイラーは、近代以降の社会において人間の「尊重」を背後で成り立たせているのは、この「日常生活の肯定」、すなわち普通の人が自律的に生活することを「善き生」と捉える考え方であると論じている。ゆえに我々の道徳的判断の背後にあって²⁶⁾ それを成立させているのは、やはり「善き人生とは何か」「何が人生を意義あるものとするのか」という問いにおける「何か」なのである。

テイラーはこの「何か」を我々が道徳的判断を行う際の「枠組（framework）」と呼ぶ。²⁷⁾ この「枠組」は我々に「強い評価」に基づく「善き生」の構想を与えるが、それは「高尚な生き方」と「卑しい生き方」を質的に区別することを含んでいる。それゆえに先に見たように、そもそものこうした区別に基づく道徳的判断そのものが、「平等」を擁する啓蒙思想や「有用性」を推す社会生物学的説明からの批判的とされてきたが、いかなる批判的立場もまた自覚的か否かに関わらず根源的にはこの「枠組」を保有し、それに基づいた判断を行っているのである。²⁸⁾ それゆえ最終的には我々の道徳的判断は記述し尽されるということではなく、我々にできるのは「枠組」が提示する「善き生」の構想に基づいて我々の判断をより善く説明することだけである。²⁹⁾ したがってこれは人間が人間として生きるための不可避の「枠組」であり、これを欠くことを「統合的な人格のあり方」からの逸脱と記しているように、「人格」にとっても不可欠の構成要素なのである。このことからテイラーは人間のアイデンティティ、すなわち「自分とは何か」という問いも、「何を価値あるものと考えているか」という「枠組」の問題であると考えている。そしてまたこの「枠組」は先にも見たように大部分は歴史・文化的（す

なわち言語的) 文脈において人間に与えられるがゆえに、「自分とは何か」はすなわち「自分はどこにいるのか(どこから来たのか)」と直接的に結び付けられるのである。³⁰⁾

以上のことから、テイラーの「人格」概念の特徴が明らかとなる。ヘーゲルの「人格」の「具体化」がその背後にある「精神」概念の自己表現の過程でもあったことから、テイラーも徹底して「人格」の「抽象化」を嫌い、実際に生きている人間の「具体的」な「人格」が何を表現しているのか、すなわちそれを構成する奥の奥にある「枠組」をもとりこぼさずに明確化することを試みている。したがってテイラーの「人格」は土地に根差した「枠組」の道徳的空間の内に自らを位置づけ、生き方についての「強い評価」に基づいて道徳的判断を下せなければならない。それゆえに「人格」を歴史、文化、言語等から切り離して考察することは、「人格」の「残りかす」を観察しているに等しい行為なのである。

5. 結びに変えて:テイラーの「人格」概念から導かれるコミュニタリアニズム

前節のテイラーの「人格」概念が、彼のコミュニタリアニズムに果たしている役割と、その応用可能性について最後に確認しておきたい。先に結論から言えば、テイラーはいかなる「抽象化」された「人格」についても、それに基づく人間理解は何らかの欠如を来すことになるという考えから、実践的な政治の場、それも彼が自身の人生の中で執心続けた他文化との共存の文脈においても、徹底して「具体的」な「人格」を尊重するよう要求する。それゆえに「抽象化」、すなわち「同質化」された「人格」を自分たちの西洋の文脈において「平等」に取り扱うことを得意とするリベラリズムに対して、修正を加えるテイラー流のコミュニタリアニズムが構築されるのである。

1995年にテイラーの故郷ケベック州では、カナダ連邦政府からの独立の是非を問う州民投票が行われたが、結果はかろうじて独立反対派が過半数を取ったものの、ほぼ賛否真つ二つという状況がそのまま収束することはなかった。³¹⁾ 2000年代には移民との軋轢がそこかしこで話題に上がるようになり、移民への排斥傾向と州の独立は表裏一体のものとして再び注目を集めるトピックとなっていく。通称「ケベック問題」である。その折に州政府から任命を受けてこの「ケベック問題」を調査・検討する「文化的差異に関する調整の実践をめぐる諮問委員会(通称: AR (accomodement raisonnable: 妥当なる調整) 委員会)」の委員長となったテイラーは、前述の「ブシャール・テイラーレポート」の中で、州全体に広がっていた移民、異文化との共存への一触即発の危機感、ホスト側社会の移民への嫌悪感を、事実ではなく「思い込みに基づく危機」であると切って捨てる。³²⁾ ではこの思い込みを煽り炎上させているのは何か。メディアの報道なのか、ネットの無責任な書き込みなのか。しかしテイラーは不合理な危機感を煽っている犯人を探して愚かだとこき下ろすのではなく、何が州民たちにその不合理な危機感を抱かせるのか、を彼の思想

をベースに注意深く探るのである。そしてテイラーはむしろこの危機感是不合理ではなく、州民が危機感を抱くのはある種必然であるとする。すなわち移民との軋轢の諸問題は当事者間にのみ関わるものではなく、多数派のフランス語系カトリックの住民すべてに対して、彼らがこれまで築いてきた文化的アイデンティティの侵害をもたらしているとするのである。³³⁾ この結論も、テイラーが思い描く「人格」像から見れば理解しやすい。リベラリズムが標榜する「抽象的」で「同質的」な「人格」像からすれば、すべての人間は文化に関わらず同じ扱いを受けるべきであるが、実際に生きている人間のアイデンティティを構成する「具体的」な「人格」は文化・歴史に根差した道徳的な「枠組」を不可避の構成要素として保有しているにもかかわらず、リベラルな「多文化主義」による過度の移民の流入はこの「枠組」の差異を度外視して物を考えるよう人々に迫るからである。しかもテイラーによれば、リベラリズム自体も「科学的」「合理的」解釈によって道徳的「枠組」を解消し、自らの思想に普遍性を与えようとする別の「枠組」を持つがゆえに、そもそもの「平等」な扱いなるものの自体の公正さも揺らいでくる。それゆえにテイラー及び「AR 委員会」が出した結論は、移民に排他的な考えを持つ州民を悪者にせず、州政府がまず「フランス系カトリックにルーツを持つケベック文化」を州の文化として保護・尊重するという姿勢を明確にして州民の不安に配慮するという点であった。³⁴⁾ この方針は、あらゆる文化を等価のものとして尊重し、行政による「依怙最頂」を悪と見なすリベラルな観点からは、まさに禁じ手ですらある。しかし土地の文化を切り離さず、人々が暮らす政治的空間の基盤として尊重することを前提とした上で、改めて異文化の人々を単一の「ケベックアイデンティティ」の担い手として尊重するという姿勢を、テイラーは「インターカルチュラリズム」と名付けたのである。

ヘーゲルが導入した「人格」の「抽象」と「具体」の区別を継承したテイラーは、「具体的」な「人格」をあくまで人々が生きる土地に結びつけて考えている。「ここがロドスだ、ここで飛べ」や「ミネルヴァの梟は黄昏に飛び立つ」等の言葉でヘーゲルが自らの哲学への時代の制約を語ったように³⁵⁾、テイラーの「人格」もまた様々な「具体的」な制約を持つ。そして「抽象的」ではなくあくまでこの「具体的」な「人格」の尊重を求める彼のコミュニタリアニズムは、人々が土地や文化や歴史の特殊性に関連して抱く様々なアイデンティティへの不安をも明確化し、度外視されてきたそれらの不安への配慮を必然的で正当なものとして要請しようという点で極めて大きな意義を有している。もちろん「具体的」な「人格」を尊重するコミュニタリアニズムは、偏重すれば差別や排他的思想の温床ともなりうるが、そのような側面を現に生きる人間が有していることは無視されてはならず、それを前提として多文化共生を考えるべきだという点は正当性を持つと思われる。そうでなければ、この不安はリベラルな観点からは、いつまでたっても愚かで間違ったものと見なされるだけである。しかもこのアイデンティティへの不安が、適切に配慮さ

れなければ、徐々に増幅されつつ社会に深く溝を刻んでいくことだけは周知のとおりである。

脚注

- (1) 2010 年には、すでにドイツのメルケル首相による「ドイツの多文化主義は失敗に終わった」発言が話題を呼んだように、「多文化主義」の理念はその実践において様々な問題を抱えているという指摘は以前から盛んに行われていた。
- (2) *Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*, Gérard Bouchard, Charles Taylor, Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles, Gouvernement de Québec, 2008.
底本はフランス語であり、同時に英語版 (*Building the future : A time for reconciliation*,) 、及び全体で 300 ページ程の分量を 100 ページ弱に要約した簡略版 (英語版、フランス語版) がケベック州政府より刊行された。また、簡略版のみ邦訳『多文化社会ケベックの挑戦』、ジェラルド・ブシャール、チャールズ・テイラー編、竹中豊、飯笹佐代子、矢頭典枝訳、明石出版、初版、2011 年) が存在する。本論では主に、英語版、簡略版 (英語版)、邦訳を参照した。いずれも各種 web ページ上でも容易に閲覧可能。以下 Bouchard-Taylor Report と略記。また特に注が無い場合は、ページ数は英語版のものとする。
- (3) 本論はドイツのミュンスター大学との共同論文集 "Person im Kontext: Perspektiven der deutschen und japanischen Philosophie" に向けて拙著「チャールズ・テイラーとケベック問題—マイノリティとの「和解」への道—」(『ぷらくしす』、広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター、第 14 号、P.113-124、2013 年 3 月 1 日発行) 及び口頭発表「沖縄基地問題と「和解」—傷つけられているのは何か?—」(第 14 回広島大学応用倫理学プロジェクト研究センター例会、広島大学文学部、2013 年 2 月 23 日) を基盤に再構築したものである。
- (4) G.W.F.Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*. G.W.F.Hegel, Werke in zwanzig Bänden, BD.7, Suhrkamp Verlag, Frankfurt, 1970. (以下 PdR. と略記)
G.W.F.ヘーゲル, 『ヘーゲル全集 9-a 法の哲学 上』(上妻精, 佐藤康邦, 山田忠章訳, 初版, 岩波書店, 2000 年
- (5) 「なぜなら無規定性は、意志とその内容とのあいだにまだどんな区別もありはしないということなのであるが、しかし、規定されたものに對置されると無規定性のものが、一つの規定されたものであるという規定に属することになるからである。すなわち、抽象的な同一性がここでは規定されたあり方をなしているのである。このことによって意志は個別的な意志—人格となる。(PdR., § 34, S.93.)」
- (6) 「人格性は総じて権利能力を含む。そして人格性は、抽象的な、それゆえに形式的な権利ないし法の、概念およびそれみずから抽象的な基礎をなしている。それゆえ権利ないし法の命令はこうである——一個の人格であれ、そして他の人々をもろもろの人格として尊敬せよ。(PdR., § 36, S.95.)」
- (7) 「抽象法においては、対象は、人格であり、道德の立場においては主観であり、家族においては家族の成員、市民社会一般においては市民であり、——ここ欲求の立場においては、人間と呼ばれる、表象に對應する具体物である。こうして、ここではじめて、またここでのみ本来的に、このような具体的意味での人間について語られるのである。(PdR., § 190, S.347-348.)」
- (8) 「真理に根ざす確信であるとともに習慣となった意欲でもあるものとしての国政的志操、すなわち愛国心一般は、(中略) 私の実体的で特殊な利害が、個人である私との関係にあるものとしての他者(ここでは国家)の利害及び目的において確保され包含されているという意識であり、このことによって、まさしく、国家は、ただちに私にとって他者ではなく、自我はこの意識において自由である。(PdR., § 268, S.413.)」
- (9) G. W. F. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main 1970, (BB) Der Geist, II Die Aufklärung, pp.398-.
- (10) ebd, pp.431- III Die absolute Freiheit und der Schrecken.
- (11) ebd, p.432.
- (12) ebd, p.437.
- (13) Charles Taylor, *Hegel and Modern Society*, Cambridge University Press 1979, I Freedom, reason and nature, 1. Expression and freedom, pp.1-.
チャールズ・テイラー, 『ヘーゲルと近代社会』(渡辺義雄訳, 岩波書店, 初版, 1981 年
「表現主義」については、テイラーはアイザイア・バーリンのヘルダー解釈における「表現主義 (Expressionism)」から借用していると脚注に記している (Ibid, p.1.)。なぜスベルを変えているかは不明。バーリンによれば、「表現主義」とは二十世紀初頭の同名のグループに属する芸術家を越えて幅広く適用可能な概念であり、人間の行動一般を、個人あるいは集団の全人格の表現と捉える考え方である。それによれば、人間の作品は全て、固有の時代や文化の制約の下で「語っている声」であり、普遍的な法則の物差しで一義的に分析叙述することは不可能であるということから、ヘルダーが当時の科学的方法万能的の信仰等に対抗するための主張として用いていた (Isaiah Berlin, "Vico and Herder: Two studies in the history of ideas", The Hogarth press, London, 1976, p.153, アイザイア・バーリン, 『ヴィーコとヘルダー 理念の歴史: 二つの試論』(小池鍾訳, みすず書房, 初版, 1981 年)。
- (14) Charles Taylor, *Hegel and Modern Society*, Cambridge University Press 1979, I Freedom, reason and nature, 1. Expression and freedom, pp.1-2.
- (15) Ibid, pp.3-
- (16) Ibid, pp.4.
- (17) 「この目標には、われわれが自然そのものを精神の中に一種の基礎を持つものと考えた場合にのみ、到達することができる。もし人間の最高の精神的側面、彼の道德的自由が、彼の自然的存在との一時の偶然的調和以上のものになるならば、自然そのものが精神的なものに向かわなければならない。」 Ibid, p.9.
- (18) Ibid, pp.10-11.
- (19) Ibid, p.12.
- (20) Ibid., 2.Politics and alienation, 2.The demands of reason, pp.84-.
- (21) Vgl., PdR., §272-320, pp.406-490.
- (22) Charles Taylor, *Sources of the Self The Making of the Modern Identity*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1989
チャールズ・テイラー, 『自我の源泉 近代的アイデンティティの

形成』(下川 潔、桜井 徹、田中 智彦訳)、名古屋大学出版会、初版、2010年

(23) Ibid., Part1 Identity and the good, 1. Inescapable Frameworks, p.4.

(24) 「特定の肌の色の人間のみ尊重すべきだ」という主張に対して差別的だという批判があびせられると同時に、「すべての人間を分け隔てなく尊重すべきだ」という主張に対しても常に、「偽善だ、現実を見ていない」等の批判が頻発し、最終的な結論が出ることはない。

(25) Ibid., p.6-8

(26) したがって「何か」が背後にある、というのは個々の道徳的判断よりも時間的に先んじているという意味ではなく、もちろん判断の根源的な理由になるという意味である。両者は相互連関的に生み出され影響し合う関係にあり、単純に原因、結果と区分はできないだろう。

(27) Ibid., 19.

(28) 「「有用性」には価値があり、「道徳的直観」には価値がない」という考え方自体も一つの道徳的な「枠組」に基づく「強い評価」である。

(29) テイラーは道徳的判断において可能なのは現時点での「最善説明の原理」によって最も明確化、具体化されることである述べている。
(Ibid., Part1 Identity and the good, 3. Ethics of Inarticulacy, p.58.)

(30) Ibid., Part1 Identity and the good, 2. The Self in Moral Space, p.47.

(31) 独立賛成が 49.42%、独立反対が 50.58%となったが、この州民投票の結果に法的拘束力はない。

(32) Bouchard-Taylor Report, pp.47-.

(33) Ibid., pp.183-.

(34) Ibid., p.108.

(35) PdR., Vorrede, S.26.

書店、1979年

[8] Charles Taylor, *Hegel and Modern Society*, Cambridge University Press 1979,

[9] チャールズ・テイラー、『ヘーゲルと近代社会』(渡辺義雄訳)、岩波書店、初版、1981年

[10] Isaiah Berlin, *Vico and Herder: Two studies in the history of ideas*, The Hogarth press, London, 1976,

[11] アイザイア・バーリン、『ヴィーコとヘルダー 理念の歴史：二つの試論』(小池桂詞訳)、みすず書房、初版、1981年

[12] Charles Taylor, *Sources of the Self The Making of the Modern Identity*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts, 1989.

[13] チャールズ・テイラー、『自我の源泉 近代的アイデンティティの形成』(下川 潔、桜井 徹、田中 智彦訳)、名古屋大学出版会、初版、2010年

参考文献

[1] *Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*, Gérard Bouchard, Charles Taylor, Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles, Gouvernement de Québec, 2008.

[2] 『多文化社会ケベックの挑戦』、ジェラルド・ブシャール、チャールズ・テイラー編、竹中豊、飯笹佐代子、矢頭典枝訳、明石出版、初版、2011年

[3] G.W.F.Hegel, *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse*. G.W.F.Hegel, Werke in zwanzig Bänden, BD.7, Suhrkamp Verlag, Frankfurt, 1970.

[4] G.W.F.ヘーゲル、『ヘーゲル全集 9-a 法の哲学 上』(上妻精、佐藤康邦、山田忠彰訳)、初版、岩波書店、2000.

[5] G.W.F.ヘーゲル、『ヘーゲル全集 9-b 法の哲学 下』(上妻精、佐藤康邦、山田忠彰訳)、初版、岩波書店、2001.

[6] G. W. F. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main 1970,

[7] G.W.F.ヘーゲル、『精神の現象学 下巻』(金子武蔵訳)、初版、岩波